

With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて（予定）

千葉県では、新型コロナウイルス感染症の「全数届出」を見直し、65歳以上の高齢者や重症化リスクの高い者のみに発生届を限定する仕組みを9月26日に始める。

発生届の対象外となる軽症者は、「陽性者登録センター」に登録すれば、宿泊療養や配食サービス等の支援を行う。

1. 変更日

令和4年9月26日（月）

2. 発生届の届出の対象者

- ① 65歳以上の者
- ② 入院を要する者
- ③ 重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者
- ④ 妊婦

3. 届出対象者

医療機関からの発生届により、これまでとおり、保健所から支援を行う。

4. 届出対象以外の者

自身の「県の陽性者登録センター」への登録により、これまでどおり、必要に応じた、保健所が受診調整、宿泊療養、パルスオキシメーターや配食サービスの発送等の支援を行う。

登録方法は、次のとおり。

- ① 医療機関の受診後、医療機関から配付された診断票をもとに登録する。
- ② 症状が軽いなど、自宅で速やかな療養生活を希望する者は、薬事承認された、抗原定性検査キットでセルフチェックし、陽性の場合登録する。

5. 本市の主な変更点

届出対象外の者を含む陽性者の支援を行うため、保健所内に「船橋市新型コロナウイルス感染症フォローアップセンター」を設ける。